

「栃木県公衆に著しく迷惑をかける行為等の防止に関する条例」の一部改正のお知らせ

(施行日 令和6年7月1日)

今回の改正では、

第3条 卑わいな行為の禁止

第7条 嫌がらせ行為の禁止

の一部が改正されました。

第3条

何人も、公共の場所又は公共の乗物において、他人に対し、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) その性的羞恥心を害し、又は嫌悪の情を催させるような方法で、衣服その他の人が身につける物（以下この条及び第8条において「衣服等」という。）の上から、又は直接に、他人の身体に触れること。
 - (2) 衣服等で覆われている他人の下着若しくは身体（以下この条において「下着等」という。）をのぞき見し、又は下着等をのぞき見する目的で、他人の衣服等の中をのぞき込み、他人の衣服等をまくり上げ、若しくは手鏡その他下着等を映すことができる機器（以下この条において「手鏡等」という。）を設置し、若しくは下着等に向けること。
 - (3) 下着等を撮影し、又は下着等を撮影する目的で、他人の衣服等の中をのぞき込み、他人の衣服等をまくり上げ、若しくは写真機、ビデオカメラその他撮影する機能を有する機器（以下この条において「写真機等」という。）を設置し、若しくは下着等に向けること。
 - (4) 衣服等を透かして見ることができる機器を使用して、下着等の映像を見、又は撮影すること。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、その性的羞恥心を著しく害し、又は不安を覚えさせるような卑わいな言動をすること。
- 2 何人も、みだりに、住居、浴場、便所、更衣室その他人が通常衣服等の全部又は一部を着けない状態であるような場所における当該状態の他人に対し、次に掲げる行為をしてはならない。
- (1) 当該状態の他人をのぞき見すること。
 - (2) 当該状態の他人を撮影し、又は当該状態の他人を撮影する目的で、写真機等を設置し、若しくは当該状態の他人に向けること。
- 3 何人も、みだりに、教室、事務所、集会場その他の不特定若しくは多数の者の用に供される場所（公共の場所を除く。）又はタクシー、貸切用のバスその他の不特定若しくは多数の者の用に供される乗物（公共の乗物を除く。）における他人に対し、次に掲げる行為をしてはならない。
- (1) その性的羞恥心を害し、又は嫌悪の情を催させるような方法で、衣服等の上から、又は直接に、他人の身体に触れること。
 - (2) 下着等をのぞき見し、又は下着等をのぞき見する目的で、他人の衣服等の中をのぞき込み、他人の衣服等をまくり上げ、若しくは手鏡等を設置し、若しくは下着等に向けること。
 - (3) 下着等を撮影し、又は下着等を撮影する目的で、他人の衣服等の中をのぞき込み、他人の衣服等をまくり上げ、若しくは写真機等を設置し、若しくは下着等に向けること。

第7条

何人も、特定の者に対する嫌悪、嫉妬その他これらに類する感情（ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第2条第1項に規定する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を除く。）を充足する目的で、当該特定の者又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他当該特定の者と社会生活において密接な関係を有する者に対し、次に掲げる行為（第1号から第4号までに掲げる行為については、身体の安全、住居、勤務先、学校その他その現に所在する場所若しくは通常所在する場所（以下「住居等」という。）の平穩若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われる場合に限る。）を反復して行ってはならない。

- (1) つきまとい、待ち伏せし、進路に立ちふさがり、住居等の付近において見張りをし、住居等に押し掛け、又は住居等の付近をみだりにうろつくこと。
 - (2) その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - (3) 面会、交際その他の義務のないことを行うことを要求すること。
 - (4) 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - (5) 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - (6) その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - (7) その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。）に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
 - (8) その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置（当該装置の位置に係る位置情報（地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）第2条第1項第1号に規定する位置情報をいう。以下この号において同じ。）を記録し、又は送信する機能を有する装置で公安委員会規則で定めるものをいう。以下この号及び次号において同じ。）（同号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。）により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を公安委員会規則で定める方法により取得すること。
 - (9) その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置を取り付けること、位置情報記録・送信装置を取り付けた物を交付することその他移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為として公安委員会規則で定める行為をすること。
- 2 何人も、みだりに特定の者に対して電話をかけて何も告げず、又は拒まれたにもかかわらず、電話をかけ、文書を送付し、電子メールの送信等（身体の安全、住居等の平穩若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われる場合に限る。）をし、若しくはファクシミリ装置を用いて送信する行為（ストーカー行為等の規制等に関する法律第2条第1項に規定するつきまとい等に該当する行為を除く。）を反復して行ってはならない。
- 3 前項の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為（電話をかけること及びファクシミリ装置を用いて送信することを除く。）をいう。
- (1) 電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する電気通信をいう。次号において同じ。）の送信を行うこと。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、特定の個人がその入力する情報を電気通信を利用して第三者に閲覧させることに付随して、その第三者が当該個人に対し情報を伝達することができる機能が提供されるものの当該機能を利用する行為をすること。
- 4 何人も、第1項又は第2項の規定に違反する行為をするおそれがある者であることを知りながら、その者に対し、当該違反行為の相手方の氏名、住所その他の当該違反行為の相手方に係る情報で当該違反行為をするために必要となるものを提供してはならない。

改正の概要

- **第3条（卑わいな行為の禁止）**
- ・ 盗撮、のぞき見行為に関しては、住居等の私的部分まで規制範囲が広がりました。
 - ・ 痴漢行為に関しては、教室、事務所、タクシー、貸切バス、その他の不特定又は多数の人が利用する場所、乗物まで規制範囲が広がりました。



罰則：1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
 （常習：2年以下の懲役又は100万円以下の罰金）

		改正前			改正後
第1項	規制場所	公共の場所・乗物	規制場所	改正なし	
	規制行為	<ul style="list-style-type: none"> ・ 痴漢 ・ のぞき見 ・ 盗撮 ・ のぞき見の準備行為 （具合的行為の例示なし） ・ 盗撮準備行為 （具合的行為の例示なし） ・ 透視機器による見る、撮影する行為 ・ 卑わいな言動 	規制行為	<ul style="list-style-type: none"> ・ 痴漢 ・ のぞき見 ・ 盗撮 ・ のぞき見の準備行為 （手鏡等を設置、下着等に向ける行為を新たに例示） ・ 盗撮準備行為 （写真機等を設置、下着等に向ける行為を新たに例示） ・ 透視機器を使用して下着等を見、又は撮影する行為 ・ 卑わいな言動 	
<p>● これまでは、のぞき見の準備行為、盗撮準備行為に関する例示はありませんでしたが、改正後は、のぞき見や盗撮目的のため、手鏡や写真機等を設置したり、下着等に向ける準備行為を新たに例示することで、規制行為を明確化しました。</p>					
		改正前			改正後
第2項	規制場所	公衆浴場、公衆便所、公衆が使用する更衣室その他公衆が通常衣服等の全部又は一部を着けない状態である場所	規制場所	住居、浴場、便所、更衣室その他人が通常衣服等の全部又は一部を着けない状態であるような場所	
	規制行為	<ul style="list-style-type: none"> ・ 盗撮 ・ 盗撮準備行為 （具合的行為の例示なし） 	規制行為	<ul style="list-style-type: none"> ・ のぞき見 ・ 盗撮 ・ 盗撮準備行為 （写真機等を設置し、当該状態の他人に向けること） 	
<p>● これまでは、規制場所を公衆浴場や公衆便所など、不特定多数の人が通常衣服を着けない状態である場所としていましたが、改正後は、個人宅、浴場、便所、更衣室等のプライベートな場所にまで拡大しました。</p> <p>● 規制行為に「のぞき見」を追加しました。</p>					

- これまでは、盗撮準備行為に関する例示はありませんでした。改正後は盗撮目的のため、写真機等を設置したり、下着等に向ける準備行為を新たに例示することで、規制行為を明確化しました。

		改正前	改正後
第3項	規制場所	教室、事務所、貸切用のバスその他の特定かつ多数の者の用に供される場所・乗物	教室、事務所、 集会場 、その他の 不特定又は多数の者 の用に供される場所又は タクシー、貸切用のバス その他の 不特定又は多数の者 の用に供される乗物（ 公共の場所・乗物を除く。 ）
	規制行為	<ul style="list-style-type: none"> ・ のぞき見 ・ 盗撮 ・ 盗撮準備行為 （ 具合的行為の例示なし ）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 痴漢 ・ のぞき見 ・ のぞき見準備行為（手鏡等を設置、下着等に向ける行為） ・ 盗撮 ・ 盗撮準備行為 （ 写真機等を設置、下着等に向ける行為 ）
<ul style="list-style-type: none"> ● これまでは、規制場所を教室や事務所など、「特定かつ多数」の者が使用する場所・乗物と定めていましたが、本改正により規制場所を、集会場、タクシー、貸切用のバスなど、「不特定又は多数」の者が使用する場所・乗物まで範囲が広がりました。 ● 規制行為に痴漢行為、のぞき見準備行為を追加しました。 ● 第1項と同様に、のぞき見と盗撮の準備行為について、手鏡や写真機等を設置したり、下着等に向ける準備行為を新たに例示することで、規制行為を明確化しました。 ● 会社内でのセクハラ行為など、公共空間に準じる場所での痴漢行為などが規制の対象となりました。 			

改正の概要

●第7条（嫌がらせ行為の禁止）

- ・恋愛感情等以外の嫌悪の感情等を充足するために反復して行われる「嫌がらせ行為」に、規制行為を追加しました。



罰則（第1項、第2項のみ）

1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
（常習：2年以下の懲役又は100万円以下の罰金）

第1項

	規制行為	改正部分
1号	つきまとい、待ち伏せ、進路への立ちふさがり、住居等への押しかけ、住居等の付近における見張り・うろつき	相手方の居場所 「通常所在する場所」 + 「現に所在する場所」を追加 【具体例】・客として訪れていた店舗 ・遊びに訪れていた親戚宅 ・鑑賞に訪れていた映画館
2号	監視をしていると告げること等	
3号	面会、交際その他の義務のないことを要求すること	
4号	著しく粗野又は乱暴な言動をすること	
5号	汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知りうる状態に置くこと	改正なし
6号	名誉を害する事項を告げ、又は知りうる状態に置くこと	
7号	性的羞恥心を害する事項を告げ、性的羞恥心を害する文書・図画・電磁的記録に係る記録媒体等の送付・送信等を行うこと等	
<p>● 第1項第1号から第4号までの行為の規制場所について、相手（被害者等）方が通常所在する場所としていましたが、改正後は、相手（被害者等）方が現に所在する場所を追加し、拡大しました。</p>		
8号	<p>【新設】</p> <p>GPS機器等を用いた位置情報の無承諾取得等</p>	<p>①相手方の承諾を受けず、その所持するGPS機器等に係る位置情報を取得する行為</p> <p>【具体例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相手方のスマートフォンを一時的に操作して画面上に位置情報を表示させ盗み見る ・相手方の自動車に取り付けた位置情報が記録されたGPS機器等を回収 ・相手方の所持するGPS機器等により送信された位置情報の電磁的記録を、行為者が所持するスマートフォンで受信
9号		<p>②相手方の承諾を受けず、その所持する物にGPS機器等を取り付ける行為</p> <p>【具体例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相手方が使用・乗車する自動車の底部にGPS機器等を取り付け ・GPS機器等を取り付けたプレゼントを相手方に交付する ・相手方のカバンにGPS機器等を差し入れ
<p>● 第1項の規制行為に、承諾なく、相手方のスマートフォンを操作して位置情報を盗み見たり、相手方の持ち物、車両等にGPS機器を取り付ける等して、位置情報を取得する行為を新たに追加しました。</p>		

第2項

改正前	改正後
無言電話をし、又は拒まれたにもかかわ らず電話をし、若しくは電子メール・F A X等の送信を反復して行うこと	無言電話をし、又は拒まれたにもかかわ らず電話をし、 文書を送付し 、若しくは電子 メール・F A X等の送信を反復して行うこ と。
<p>● 第2項の規制行為に、拒まれたにもかかわらず、文書を反復して送付する行為を追加しました。</p>	

第3項 改正はありません。

第4項

<p>【新設】嫌がらせ行為をするおそれがある者への情報提供の禁止 嫌がらせ行為をするおそれがある者であることを知りながら、その者に対し、嫌がらせ行為の相手方の氏名、住所その他の嫌がらせ行為をするために必要な情報を提供してはならない旨を規定 ※ 罰則なし</p>
<p>● 第4項を新設し、付きまとい行為に係る情報提供が条例に違反することを明確化しました。罰則はありません。</p>

栃木県警察本部